

阪神高速における車長に関する許可限度値<目安>の引き上げ

阪神高速では、「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」で話題としてあった「単車(トラック)における車両長さの許可限度値」について、許可限度値の目安を12m→15mに引き上げすることになりましたのでお知らせします。
なお、7月1日から運用開始いたします。

	対象路線	見直し
阪神高速道路	3号神戸線や11号池田線など全路線	単車(トラック) 車両長さ12mから15m
NEXCO西日本	第二神明道路(阪神高速道路との接続部～須磨IC) 第二京阪道路(鴨川西TB～巨椋池IC)	

今回の見直しにより、単車(トラック)については、首都高速道路の一部路線を除き、高速道路6会社が管理する高速道路では、車両長さの許可限度値は15mとなります。